

愛媛県地域森林計画書等取扱要領

令和2年3月17日 元林第1292号
令和4年3月22日 3林第1068号
令和5年3月29日 4林第968号
令和6年3月29日 5林第1169号
農林水産部長から各地方局長あて
最終改正
令和7年3月26日 6林第1060号

第1 目 的

この要領は、愛媛県が作成した地域森林計画書等の適正な管理及び円滑な情報の提供を行うため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 関係法令

地域森林計画書等の取扱いについては、この要領によるほか、以下の法令等に基づき取り扱うものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号。）
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号。）
- (3) 森林法施行令（昭和26年政令第276号。）
- (4) 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
- (5) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付12林野計第154号）
- (6) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付12林野計第188号）
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第3 地域森林計画書等

この要領において管理する地域森林計画書等は以下のとおりとする。（以下「計画書等」という。）ただし、計画書等は、森林の土地の権利や境界及び資源量等を証明するものではなく、売買に係る証明資料等として用いることはできない。

- (1) 森林計画図（愛媛県森林総合情報システム（以下「システム」という。）で利用するデータとその印刷物）
- (2) デジタル地形図（システムで利用する GEOSPACE 電子地図データとその印刷物）
- (3) 森林簿（システムで利用するデータとその印刷物）
- (4) その他
- (5) 森林基本図（マイラー原図及び第2原図）

第4 計画書等の配備

1 県機関への配備

- (1) 計画書等を管理するため、総括管理者を農林水産部森林局林業政策課長（以下「林業政策課長」という。）とし、地方管理者を地方局農林水産振興部森林林業課長（森林林業振興班は班内総括を担当する主幹）、肱川流域林業振興課長及び農林水産研究所林業研究センター長（以下「地方局森林林業課長等」という。）とする。
- (2) 林業政策課長は、計画書等を農林水産部森林局並びに地方局農林水産振興部各森林林業課（森林林業振興班）、肱川流域林業振興課及び農林水産研究所林業研究センターに配備し、地方局森林林業課長等は、適正に管理しなければならない。

2 市町への配備

- (1) 林業政策課長は、市町の管轄区域に係る第3の1（1）から（3）の計画書等を市町に配備し、市町長は、配備された計画書等を行政目的に限り内部利用するとともに、適正に管理しなければならない。
- (2) 地方局森林林業課長等は、市町の管理について必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

第5 県機関に配備された計画書等の取扱い

計画書等の取扱いは以下とおりとす。なお、公表及び提供の範囲は、林業政策課長又は地方局森林林業課長等が森林施業の集約化を推進するためなどやむを得ないと認める必要最小限とする。

また、著作権等により利用制限のある計画書等については、制限を超えて利用することはできない。詳細については別表1のとおりとする。

1 森林計画図の公表

- (1) 公表の方法は、県機関内での閲覧による。
- (2) 森林計画図の閲覧を希望する者（以下「閲覧申請者」という。）は、「地域森林計画書等閲覧申請書（様式第1号）」を持参により、林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。
- (3) 森林計画図（地形図に、林班、小班の表示）の閲覧方法は、システムから印刷した図面又はシステムの画面により行う。

2 森林計画図の提供

- (1) 森林計画図の提供を求める者（以下「地域森林計画書等提供申請者」という。）は、「地域森林計画書等提供申請書（様式第2号）」を持参、郵送又はメールにより、林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。印刷物での提供を求める場合は、返信用封筒を添えるものとする。
- (2) 林業政策課長又は地方局森林林業課長等は提供にあたり、「地域森林計画書等の提供について（様式第3号）」を交付するものとする。

(3) 提供資料が印刷物の場合には、次の字句を見やすいところに必ず明示しなければならない。

「この（提供資料名）は、森林林業行政の便に供するための内部資料であるので、土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

年 月 日 （管理者名） 」

(4) 森林計画図を図簿で提供する場合には、システムにおいて、地形図に林班、林班番号、小班、小班番号1、小班番号2のみを重ね合わせ、縮尺1/5,000で印刷を行った図面で行なければならない。

3 デジタル地形図（印刷物）の提供

(1) デジタル地形図（印刷物）の提供は、森林林業業務目的に使用する場合又は県・市町が行政目的に使用する場合に限る。

(2) デジタル地形図（印刷物）の提供を求める者（以下「デジタル地形図提供申請者」という。）は、「地域森林計画書等提供申請書（様式第2号）」を持参又は郵送により、林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。印刷物での提供を求める場合は、返信用封筒を添えるものとする。

(3) 林業政策課長又は地方局森林林業課長等は提供にあたり、「地域森林計画書等の提供について（様式第3号）」を交付するとともに、デジタル地形図提供申請者に了承させなければならない。

(4) 提供資料には、著作権表示「©NTT インフラネット」を見やすいところに必ず明示しなければならない。

4 森林簿の提供

(1) 森林簿の提供を求める者（以下「森林簿提供申請者」という。）は、「地域森林計画書等提供申請書（様式第2号）」に、次のいずれかであることを証明する書面を添えて、持参又は郵送により林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。併せて、森林簿提供申請者が本人であることを確認するに足りる書類を提示するものとする。印刷物での提供を求める場合は、郵便追跡が可能な返信用封筒を添えるものとする。

ア 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者

イ 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者

ウ 愛媛県内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

エ 国及び地方公共団体

オ 市町が行う新たな森林管理システムの運営を支援する者（森林管理支援（推進）センター等）

カ その他、林業政策課長又は地方局森林林業課長等が特に必要と認めた場合

- (2) 森林簿提供申請者が、代理人である場合は、前項の申請書等に加え、代理人の資格を有することを証明する書類を提示するものとする。
- (3) 林業政策課長又は地方局森林林業課長等は提供にあたり、「地域森林計画書等の提供について（様式第3号）」を交付するものとする。
- (4) 提供資料が印刷物の場合には、次の字句を見やすいところに必ず明示しなければならない。

「この（提供資料名）は、森林林業行政の便に供するための内部資料であるので、土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

年 月 日 （管理者名） 」

5 その他の提供

(1) 空中写真の提供

- ア 別表1の4の(1)に該当する空中写真は、県行政の内部利用に限る。
- イ 空中写真の提供を求める県組織（以下、「空中写真提供申請者」という。）は、「空中写真提供申請書（様式4号）」を林業政策課長に提出しなければならない。
- ウ 林業政策課長は提供にあたり、「空中写真の提供について（様式第5号）」を交付するものとする。

(2) 航空レーザ解析成果の提供

①国機関作成公共測量成果等の提供

- ア 別表1の4の(2)の①に該当する国機関作成公共測量成果等（以下「国機関作成公共測量成果等」という。）は、測量法第43条及び第44条の規定に基づき、愛媛県が林野庁等国の機関の承認を得て管理しているものである。
- イ 国機関作成公共測量成果等の提供は、県及び市町が行政目的並びに森林組合及び林業事業体等が森林林業業務目的に利用する場合に限る。
- ウ 国機関作成公共測量成果等の提供を求める者（以下「国機関作成公共測量成果等提供申請者」という。）は、「国機関作成公共測量成果等提供申請書（様式第6号）」に次のいずれかであることを証明する書面と未開封の外部記憶媒体及び返信用封筒を添えて、持参又は郵送により林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。併せて、国機関作成公共測量成果等提供申請者が本人であることを確認するに足りる書類を提示するものとする。
 - (ア) 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
 - (イ) 県内で森林・林業関係の事業を営む者
 - (ウ) 国及び地方公共団体
 - (エ) 市町が行う新たな森林管理システムの運営を支援する者（森林管理支援（推進）センター等）
 - (オ) その他、林業政策課長又は地方局森林林業課長等が特に必要と認めた場合
- エ 申請者が、代理人である場合は、前項の申請書等に加え、代理人の資格を有することを証明する書類を提示するものとする。

オ 林業政策課長又は地方局森林林業課長等は提供にあたり、「国機関作成公共測量成果等の提供について（様式第7号）」を交付するものとする。

カ 提供物が印刷物の場合には、次の字句を見やすいところに必ず明示しなければならない。

「この地図は、林野庁長官の承認を得て複製したものである。

（承認番号 令和元年7月22日 元林整治第246号）

② 愛媛県作成公共測量成果の公表並びに複製及び使用

ア 愛媛県作成公共測量成果の公表

（ア）公表の方法は、県機関内での閲覧による。

（イ）別表1の4の（2）の②に該当する愛媛県作成公共測量成果（以下「県作成公共測量成果」という。）の閲覧を希望する者（以下「県作成公共測量成果閲覧申請者」という。）は、「森林計画書等閲覧申請書（様式第1号）」を持参により、林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。

（ウ）閲覧の方法は、システムから印刷した図面またはシステムの画面により行う。

イ 愛媛県作成公共測量成果の複製及び使用

（ア）県作成公共測量成果の複製及び使用については、この要領に定めるもののほか、測量法第43条及び44条による。

（イ）県作成公共測量成果の複製を求める者は、「測量成果の複製承認申請書（様式第8号）」に未開封の外部記憶媒体を添えて、持参又は郵送により知事に提出するものとする。

（ウ）知事は、県作成公共測量成果の複製を承認するときは「測量成果の複製承認書（様式第9号）」により承認するものとする。

（エ）県作成公共測量成果の使用を求める者は、「測量成果の使用承認申請書（様式第10号）」に未開封の外部記憶媒体を添えて、持参又は郵送により知事に提出するものとする。

（オ）知事は、県作成公共測量成果の使用を承認するときは「測量成果の使用承認書（様式第11号）」により承認するものとする。

（カ）別表1の4の（2）の②に該当する提供資料が印刷物の場合は、次の字句を見やすいところに必ず明示しなければならない。

「この地図は、林野庁長官の承認を得て使用したものである。

（承認番号 令和元年7月22日 元林整治第246号）」

③ 地形解析成果の公表及び提供

ア 地形解析成果の公表

（ア）公表の方法は、県機関内での閲覧による。

（イ）別表1の4の（2）の③に該当する地形解析成果（以下「地形解析成果」という。）の閲覧を希望する者（以下「地形解析成果閲覧申請者」という。）は、「森林計画書等閲覧申請書（様式第1号）」を持参により、林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。

（ウ）閲覧の方法は、システムから印刷した図面またはシステムの画面により行う。

イ 地形解析成果の提供

(ア) 地形解析成果の提供を求める者（以下「地形解析成果提供申請者」という。）は、「地形解析成果及び森林資源解析成果等提供申請書（様式第 12 号）」を持参又は郵送により林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。データでの提供を求める場合は、未開封の外部記憶媒体及び返信用封筒を添えるものとする。

(イ) 林業政策課長又は地方局森林林業課長等は提供にあたり、「地形解析成果及び森林資源解析成果等の提供について（様式第 13 号）」を交付するものとする。

(ウ) 提供資料が印刷物の場合は、次の字句を見やすいところに必ず明示しなければならない。

「この地図は、林野庁長官の承認を得て使用したものである。

（承認番号 令和元年 7 月 22 日 元林整治第 246 号）」

④ 森林資源解析成果の提供

ア 別表 1 の 4 の (2) の④に該当する森林資源解析成果（以下「森林資源解析成果」という。）の提供は、県及び市町が行政目的並びに森林組合及び林業事業者等が森林林業業務目的に使用する場合に限る。

イ 森林資源解析成果の提供を求める者（以下「森林資源解析成果提供申請者」という。）は、「地形解析成果及び森林資源解析成果等提供申請書（様式第 12 号）」に次のいずれかであることを証明する書面を添えて、持参又は郵送により林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。併せて、森林資源解析成果提供申請者が本人であることを確認するに足りる書類を提示するものとする。また、データでの提供を求める場合は、未開封の外部記憶媒体及び郵便追跡が可能な返信用封筒を添えるものとする。

(ア) 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者

(イ) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者

(ウ) 愛媛県内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

(エ) 国及び地方公共団体

(オ) 市町が行う新たな森林管理システムの運営を支援する者（森林管理支援（推進）センター等）

(カ) その他、林業政策課長又は地方局森林林業課長等が特に必要と認めた場合

ウ 申請者が、代理人である場合は、前項の申請書等に加え、代理人の資格を有することを証明する書類を提示するものとする。

エ 林業政策課長又は地方局森林林業課長等は提供にあたり、「地形解析成果及び森林資源解析成果等の提供について（様式第 13 号）」を交付するものとする。

オ 提供資料が印刷物の場合は、次の字句を見やすいところに必ず明示しなければならない。

「この地図は、林野庁長官の承認を得て使用したものである。

（承認番号 令和元年 7 月 22 日 元林整治第 246 号）」

⑤ 森林現地調査支援システムデータ

ア 別表1の4の(2)の⑤に該当する森林現地調査支援システムデータ(以下「支援システムデータ」という。)の提供を求める者(以下「支援システムデータ提供申請者」という。)は、「森林現地調査支援システムデータ提供申請書(様式第14号)」に未開封のマイクロSDカード及び返信用封筒を添えて、持参又は郵送により林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。

イ 林業政策課長又は地方局森林林業課長等は提供にあたり、「支援システム等提供について(様式第15号)」を交付するものとする。

⑥ その他データ

ア 別表1の4の(2)の⑥に該当するその他データ(以下「その他データ」という。)の提供は、林業政策課に相談の上、申請するものとする。

イ その他データの提供を求める者(以下「その他データ提供申請者」という。)は、「地形解析成果及び森林資源解析成果等提供申請書(様式第12号)」を持参又は郵送により林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出するものとする。なお、申請するその他データに県解析森林資源量を含む場合は、それぞれ次のいずれかであることを証明する書面を添えて、持参又は郵送により林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。また、データでの提供を求める場合は、未開封の外部記憶媒体及び返信用封筒を添えるものとする。併せて、その他データ提供申請者が本人であることを確認するに足りる書類を提示するものとする。

(ア) 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者

(イ) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者

(ウ) 愛媛県内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

(エ) 国及び地方公共団体

(オ) 市町が行う新たな森林管理システムの運営を支援する者(森林管理支援(推進)センター等)

(カ) その他、林業政策課長又は地方局森林林業課長等が特に必要と認めた場合

ウ 申請者が、代理人である場合は、前項の申請書等に加え、代理人の資格を有することを証明する書類を提示するものとする。

エ 林業政策課長又は地方局森林林業課長等は提供にあたり、「地形解析成果及び森林資源解析成果等提供について(様式第13号)」を交付するものとする。

オ 提供資料が林野庁作成のもので印刷物の場合は、次の字句を見やすいところに必ず明示しなければならない。

「この地図は、林野庁長官の承認を得て使用したものである。

(承認番号 令和元年7月22日 元林整治第246号)」

6 森林基本図の公表並びに複製及び使用

森林基本図は愛媛県が空中写真から図化した縮尺 5000 分の 1 の地形図で、森林計画図の背景図として使用していたものであり、四国西南地区基本図、南予地区平面図、西南地域総合開発計画図を含む。

(1) 森林基本図の公表

ア 公表の方法は、県機関内での閲覧による。

イ 森林基本図の閲覧を希望する者（以下「森林基本図閲覧申請者」という。）は、「森林計画書等閲覧申請書（様式第 1 号）」を持参により、林業政策課長又は地方局森林林業課長等に提出しなければならない。

ウ 閲覧の方法は、マイラー原図及び第 2 原図による。

(2) 森林基本図の複製及び使用

ア 森林基本図の複製及び使用については、この要領に定めるもののほか、測量法第 43 条及び第 44 条による。

イ 森林基本図の複製を希望する者は、測量成果の複製承認申請書（様式第 8 号）を持参又は郵送により知事に提出するものとする。

ウ 知事は、複製を承認するときは測量成果の複製承認書（様式第 9 号）により承認するものとする。

エ 森林基本図の使用を希望する者は、測量成果の使用承認申請書（様式第 10 号）を持参又は郵送により知事に提出するものとする。

オ 知事は、使用を承認するときは測量成果の使用承認書（様式第 11 号）により承認するものとする。

7 地域森林計画書等閲覧・提供状況の報告

地方局森林林業課長等は、地域森林計画書等を公表、提供等行った場合は年度ごとに整理し、地域森林計画書等閲覧・提供等状況一覧表（様式第 16 号）により翌年度 4 月 30 日までに林業政策課長に報告するものとする。

第 6 その他

本要領に定められた利用形態以外で計画書等の利用を希望する者は、林業政策課長と協議するものとする。

この要領に定める申請等（公共測量成果の取扱いに係るものを除く。）が県機関に到達してから当該申請等に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、5 日間とする。

附則

この要領は、令和 2 年 3 月 17 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 22 日 2 林第 1175 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。既に配備されている地域森林計画書等についても適用する。

附則（令和 4 年 3 月 22 日 3 林第 1068 号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。既に配備されている地域森林計画書等についても適用する。

附則（令和5年3月29日 4林第968号）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。既に配備されている地域森林計画書等についても適用する。

附則（令和6年3月29日 5林第1169号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。既に配備されている地域森林計画書等についても適用する。

附則（令和7年3月26日 6林第1060号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。既に配備されている地域森林計画書等についても適用する。